



8. 第1回定例会

第四十九号議案

東京都公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

東京都公益認定等審議会条例（平成十九年東京都条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
第三条中「公益法人」の下に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、委員の任命に係る規定を整備する必要がある。